

令和5年第2回定例会

富良野市議会会議録

令和5年6月12日（月曜日）午前10時00分開会

◎議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
日程第 2 会期の決定
日程第 3 監査委員報告（例月出納検査結果報告 令和4年度1月分～4月分、令和5年度4月分）
日程第 4 報告第 1号 富良野市一般会計継続費繰越計算書について
日程第 5 報告第 2号 富良野市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 6 報告第 3号 富良野市一般会計事故繰越し繰越計算書について
日程第 7 報告第 4号 富良野市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 8 報告第 5号 富良野市下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第 9 議案第1号～第5号（提案説明）

◎出席議員（16名）

議長	16番	渋谷正文君	副議長	10番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	松下寿美枝君
	3番	橋詰亜咲美君		4番	家入茂君
	5番	坂口邦夫君		6番	関野常勝君
	7番	佐藤秀靖君		8番	二宮利和君
	9番	大西三奈子君		11番	大栗民江君
	12番	天日公子君		13番	石上孝雄君
	14番	後藤英知夫君		15番	本間敏行君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	北猛俊君	副市長	稲葉武則君
総務部長	関澤博行君	スマートシティ戦略室長	西野成紀君
市民生活部長	山下俊明君	保健福祉部長	柿本敦史君
経済部長 兼ぶどう果樹研究所長	川上勝義君	建設水道部長	北川善人君

看護専門学校長 石川 賀子 君
財政課長 藤野 秀光 君
教育委員会教育長 近内 栄一 君
監査委員 鎌田 忠男 君

総務課長 入交 俊之 君
企画振興課長 小笠原 竹伸 君
教育委員会教育部長 佐藤 保君

◎事務局出席職員

事務局 長 井口 聡 君
書 記 向山 孝行 君

書 記 大津 諭 君
書 記 鷺見 悠太 君

午前10時00分 開会
(出席議員数16名)

開 会 宣 告

○議長（渋谷正文君） これより、本日をもって招集されました令和5年第2回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（渋谷正文君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長（渋谷正文君） 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、

松 下 寿美枝 君
本 間 敏 行 君
橋 詰 亜咲美 君
後 藤 英知夫 君
家 入 茂 君
石 上 孝 雄 君
坂 口 邦 夫 君
天 日 公 子 君

以上、8名の諸君を御指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

松 下 寿美枝 君
本 間 敏 行 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（渋谷正文君） 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長井口聡君。

○事務局長（井口聡君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第5号及び報告第1号から第5号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

次に、市長より行政報告の申出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告として、本日御配付のとおりでございます。慣例によりまして、朗読は省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（渋谷正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長佐藤秀靖君。

○議会運営委員長（佐藤秀靖君） -登壇-

議会運営委員会より、6月5日に告示されました令和5年第2回定例会が本日開会されるに当たり、6月7日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について御報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、15件でございます。

うち、議会側提出事件は5件で、内訳は、例月出納検査結果報告5件でございます。

市長よりの提出事件は10件で、その内訳は、予算1件、条例4件、報告5件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長の行政報告を受けます。

次に、監査委員報告、報告第1号から報告第5号までの報告を受けます。

その後、議案第1号から議案第5号までの提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

6月13日から16日までは議案調査のため、6月17日及び18日は休日のため、6月19日は議案調査のため、それぞれ休会といたします。

本会議2日目の6月20日、3日目の6月21日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

6月22日は、議案調査のため、休会といたします。

本会議4日目の6月23日は、事件外といたしまして、全国市議会議長会からの議員勤続表彰状の伝達を行い、議案第1号から議案第5号までの審議を願います。

なお、議案第3号につきましては、新規条例につき、精査が必要となることから、市民福祉委員会に付託し、閉会中の審査とすることで申合せをしております。

最後に、追加議案のある場合は、順次、審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案等の提出期限については、6月20日の日程終了時までとすることで申合せをしております。

以上、令和5年第2回定例会の会期は、本日6月12日から6月23日までの12日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

以上、申し上げたとおり、議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（渋谷正文君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会より報告のとおり本定例会を運営し、会期は6月12日から6月23日までの12日間とし、うち、13日、14日、15日、16日、19日、22日は議案調査のため、17日、18日は休日のため、それぞれ休会にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から12日間と決定いたしました。

行政報告

○議長（渋谷正文君） この際、あらかじめ申出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただきまして、行政報告をさせていただきます。

1、JR根室線（富良野―新得間）鉄道事業廃止に係る同意について。

根室線（富良野―新得間）の鉄道事業につきましては、富良野市、南富良野町、新得町、占冠村の1市2町1村が中心となり、バス路線を中心とした新たな交通手段について検討と協議を重ねてまいりましたが、令和5年3月30日、根室本線対策協議会を構成する富良野市、南富良野町、新得町、占冠村、滝川市、赤平市、芦別市の4市2町1村と北海道旅客鉄道株式会社は、根室線（富良野―新得間）の鉄道事業について、令和6年3月31日を最終運行日として同年4月1日に廃止することに同意いたしました。

あわせて、同日付で、根室線（富良野―新得間）の代替交通確保及びまちづくりに対する支援金に係る覚書を、富良野市、南富良野町、新得町、占冠村の1市2町1村

と北海道旅客鉄道株式会社との間で取り交わしました。

2、児童手当の支払い遅延について。

教育委員会教育部こども未来課で事務を取り扱っております6月支給分児童手当につきまして、支払いに遅延が発生いたしました。

6月支給分につきましては、6月9日に支給すべきところでしたが、事務取扱の誤りにより、金融機関への振込指定日を6月15日としたため、6日間の支払い遅延が生じることとなりました。

なお、本件に係る対象件数は950件、金額は7,255万5,000円となっております。

受給者の皆様には、市ホームページ、公式LINEアカウント、フェイスブックでお知らせしたところであり、支給対象となる方々へは、おわびに関する文書を送付いたしました。

市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げますとともに、今回の事案内容を十分に検証し、事務手順の確認とチェックの徹底により、再発防止を図ってまいります。

3、職員の懲戒処分について。

地方公務員法第29条第1項及び富良野市職員の懲戒処分等に関する規程第5条第1項の規定に基づき、令和5年3月27日付で1件の懲戒処分を行ったところであります。

懲戒処分の内容については、次のとおりであります。

1、被処分者、看護専門学校職員、50歳代。

2、処分年月日、令和5年3月27日。

3、非違行為、服務、業務処理関係。

4、処分の内容、戒告。

5、懲戒歴なし。

以上です。

○議長（渋谷正文君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3 監査委員報告

○議長（渋谷正文君） 日程第3、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和4年度1月分から4月分の4件及び令和5年度4月分の1件であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第4

報告第1号 富良野市一般会計継続費繰越計算書について

○議長（渋谷正文君） 日程第4、報告第1号、富良野市一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） おはようございます。

報告第1号、富良野市一般会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度富良野市一般会計当初予算において設定をいたしました継続費について調整を行ったもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、御報告申し上げるものでございます。

令和4年度富良野市一般会計継続費繰越計算書は、2款総務費1項総務管理費の新庁舎建設事業（旧庁舎解体工事）について、令和4年度の未執行額を逐次繰越しするもので、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋谷正文君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、報告第1号は、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第5

報告第2号 富良野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（渋谷正文君） 日程第5、報告第2号、富良野市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

報告第2号、富良野市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度富良野市一般会計補正予算第6号、第13号及び第15号において設定をいたしました繰越明許費について調整を行ったもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものでございます。

令和4年度富良野市一般会計繰越明許費繰越計算書は、2款総務費1項総務管理費の富良野広域連合負担金、訴訟経費、地域防災事業、8款土木費2項道路橋梁費の富良野北道路市道清水山線道路改良事業で、事業完了が

令和5年度に及ぶもの、3款民生費2項児童福祉費の出生・子育て世帯応援事業、6款農林業費1項農業費の富良野市肥料コスト低減支援事業費補助金で、事務手続が令和5年度に及ぶもの、6款農林業費1項農業費の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、道営農業生産基盤整備事業、8款土木費2項道路橋梁費の東9条道路改良舗装事業で国の補正予算事業に伴うもの、7款商工費1項商工費の地域振興消費拡大推進事業で、補助対象であるふらの市内共通商品券の使用及び換金期限が令和5年度に及ぶため、2款総務費1項総務管理費の新庁舎建設事業、8款土木費5項住宅費の公営住宅長寿命化事業で、国の事業調整によるため、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋谷正文君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、報告第2号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第6

報告第3号 富良野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（渋谷正文君） 日程第6、報告第3号、富良野市一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

報告第3号、富良野市一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度富良野市一般会計における事業が年度内に完了できなかったため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、事故繰越しにより翌年度に繰越しをしたもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、御報告申し上げるものでございます。

令和4年度富良野市一般会計事故繰越し繰越計算書は、6款農林業費1項農業費の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金及び玉葱選果施設整備事業で、事業進捗により竣工が令和5年度に及ぶことから、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋谷正文君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、報告第3号は、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第7

報告第4号 富良野市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（渋谷正文君） 日程第7、報告第4号、富良野市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

報告第4号、富良野市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第3号において設定をいたしました繰越明許費について調整を行ったもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものでございます。

令和4年度富良野市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書は、1款簡易水道費2項簡易水道事業費の動力計装機器更新事業で、納品及び事業完了が令和5年度に及ぶことから、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋谷正文君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、報告第4号は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第8

報告第5号 富良野市下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（渋谷正文君） 日程第8、報告第5号、富良野市下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

報告第5号、富良野市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度富良野市下水道事業会計予算における事業が年度内に完了できなかつたため、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定により、事故繰越により翌年度に繰越しをしたもので、同条第3項の規定に基づき、御報告申し上げます。

令和4年度富良野市下水道事業会計予算繰越計算書は、1款下水道事業費用1項営業費用のマンホールポンプ所修繕（朝日）ほか2件で、新型コロナウイルス感染症の影響などで修繕部品の供給遅延が生じたことにより年度内の完了が困難となったため、竣工が令和5年度に及ぶことから、当該繰越計算書に記載の金額を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渋谷正文君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文君） ないようですので、報告第5号は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく報告であります。

以上で、本報告を終わります。

日程第9

議案第1号から第5号（提案説明）

○議長（渋谷正文君） 日程第9、議案第1号から議案第5号まで、以上5件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長稲葉武則君。

○副市長（稲葉武則君） -登壇-

議案第1号、令和5年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ1億3,764万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を152億2,685万2,000円にしようとするものと、繰越明許費1件、債務負担行為の補正で変更1件、地方債の補正で変更3件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

18ページ、19ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、西脇市議会来富に要する議会運営費の報償費、食糧費、自動車借上料、施設使用料55万5,000円の追加でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、JR根室線（富良野―新得間）の鉄道事業廃止に伴う代替交通に対する支援金等を積み立てる地域振興基金積立金、公共交通確保対策事業基金積立金、組織改編に伴う複合庁舎維持管理経費の庁舎案内サイン変更業務委託料、電気料高騰に起因する自主共聴施設デジタル整備事業費のテレビ難視聴

共聴組合支援事業補助金、光ケーブル添架電柱の移設に伴う情報ネットワーク環境管理経費の情報通信基盤移設工事費、JR根室線（富良野―新得間）の鉄道事業廃止に伴う代替交通手段を準備する公共交通確保対策事業費の公共交通確保対策事業交付金、生活扶助基準改定に伴い生活保護システムを改修する住民情報システム運営管理事業費の住民情報システム修正委託料、防災放送に係る予備回線の確保と自主防災組織の資機材整備に要する地域防災事業費の通信運搬費、器具購入費、倒壊した物置を処分する地域会館・集落センター維持管理費の三の山会館物置解体工事費、地域振興に寄与するふらの花火大会を支援する地域づくり推進経費のふらの花火大会実行委員会補助金の追加、3項戸籍住民登録費で、総務省の自治体情報システムの標準化、共通化を見据え、更新を迎える戸籍システム更新事業費の戸籍システム更新業務委託料の追加、合わせまして9億6,753万9,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による物価高騰重点支援給付事業費の会計年度任用職員報酬ほか必要経費と物価高騰重点支援給付金、劣化した屋根を改修する山部福祉センター運営管理費の山部福祉センター屋上防水改修工事費の追加、2項児童福祉費で、備品から消耗品への振替と経費の増加等に対応することも家庭センター整備事業費の文具・消耗器材及び印刷代、こども家庭センター整備工事費、へき地保育所運営費の清掃委託料の追加、こども家庭センター整備事業費の器具購入費の減額、差引きいたしまして1億3,252万2,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、貸付申請者の増に対応する医師養成確保修学資金貸付金、フレイル予防に要する高齢者保健事業費の健康教育業務委託料、看護専門学校教員住宅等の修繕に要する施設修繕料の追加と、6目環境保全費の財源振替、2項清掃費で、地域要望の増加に対応する資源回収ステーション整備事業補助金、リサイクルセンター機械整備に要するリサイクルセンター運営管理経費の固形燃料化施設改修工事費の追加、合わせまして1,784万1,000円の追加でございます。

5款労働費は、1項労働諸費で、2目雇用促進対策費の財源振替でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、国産農産物シェア拡大に資する産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、事業者要望の増加に伴うスマート農業促進支援事業費のスマート農業促進支援事業補助金、農地集約化に向け、経営改善を支援する農地利用効率化等支援交付金、ハイランドふらのに光回線を引き込む農村環境改善センター運営管理費の施設修繕料の追加、酪農の第三者継承中止による農業担い手育成事業費の営農指導促進事業補助金、

第三者継承円滑化事業補助金、農業担い手支援資金貸付金の減額、差引きいたしまして913万円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、ふらっとに係るテレビ難視聴対策として中心街活性化センター運営管理費の中心街活性化センターテレビ電波障害共聴設備改修工事費の追加、3目観光費の財源振替、63万8,000円の追加でございます。

8款土木費は、1項土木管理費で、国道の無電柱化事業に係る各種負担金の無電柱化を推進する市区町村長の会負担金の追加、2項道路橋梁費で、施設廃止に伴う道路維持補修事業費の道路側溝土砂処理施設解体工事費の追加、道路側溝土砂処理施設管理委託料の減額、4目道路新設改良費の財源振替、3項河川費で、道委託金の確定による樋門・樋管操作管理費の樋門・樋管操作管理委託料の追加、差引きいたしまして40万4,000円の減額でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、貸与申請者の増に対応する育英事業費の育英基金貸付金の追加、6目特別支援振興費、7目学校保健費の財源振替、2項小学校費で、布礼別小学校閉校に伴う配水管の切替えに要する小学校施設修繕事業費の旧布礼別小学校配水管切替工事費の追加、4項社会教育費で、老朽化による改修を行う図書館運営管理事業費の図書館高圧受変電設備改修工事費の追加、合わせまして982万円の追加でございます。

11款給与費は、1項給与費で、財源振替でございます。次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、12ページ、13ページでございます。

16款国庫支出金は、2項国庫補助金で、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生推進タイプ）、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、再編関連訓練移転等交付金の追加、南6丁目道路改良事業補助金の減額、差引きいたしまして1億3,378万5,000円の追加でございます。

17款道支出金は、2項道補助金で、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、農地利用効率化等支援交付金の追加、地域づくり総合交付金の減額、3項委託金で、樋門・樋管操作管理委託金の追加、差引きいたしまして762万1,000円の追加でございます。

20款繰入金は、1項基金繰入金で、地域づくり推進基金繰入金、育英基金繰入金、公共交通確保対策事業基金繰入金の追加、農業推進事業基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金の減額、差引きいたしまして3億2,729万2,000円の追加でございます。

21款繰越金は、1項繰越金で、前年度繰越金6,242万8,000円の追加でございます。

22款諸収入は、4項受託事業収入で、後期高齢者医療

広域連合受託事業収入、5款雑入で、支障光ケーブル等移転補償金、公共交通確保対策事業支援金、自治総合センターコミュニティ助成金の追加、合わせて5億9,151万5,000円の追加でございます。

23款市債は、1項市債で、南6丁目道路改良舗装事業債、特別支援教育推進事業債の追加、子どもスキー技術向上支援事業債の減額、差引きいたしまして1,500万円の追加でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費に記載のとおり、戸籍システム更新事業で、事業完了が令和6年度に及ぶため、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正に記載のとおり、令和5年度医師養成確保修学資金貸付金の変更1件で、記載のとおり限度額を変更するものでございます。

第4条地方債の補正は、第4表地方債補正に記載のとおり、南6丁目道路改良舗装事業費、子どもスキー技術向上支援事業費、特別支援教育推進事業費の変更3件で、記載のとおりそれぞれ限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、富良野市公共交通確保対策事業基金条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、JR根室線（富良野―新得間）の鉄道事業廃止に伴う代替交通の運行に対し、JR北海道から本市に支援金が支払われることとなりますが、同支援金を長期間にわたって管理する必要があることから、基金を設置しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、基金の設置目的について、第2条は、用語の定義について、第3条は、基金に積み立てる収入について、第4条は、基金の管理について、第5条は、運用益金の処理について、第6条は、積み立てた基金の処分について、第7条は、委任に関して、それぞれ規定するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、富良野市文化芸術基本条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、本市の文化芸術活動の推進に当たって、尊重すべき基本理念、市の責務及び市民等の役割や推進体制を定め、文化芸術活動に関する基本的な施策を効果的に推進するため、条例を制定しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

前文は、条例制定の背景、理由、富良野市の文化芸術活動の目指す姿などについて規定をしたものでございます。

第1条は、条例の目的について、第2条は、条例における用語の定義について、第3条は、本市の文化芸術活動推進に当たっての基本理念について、第4条から第6条は、文化芸術活動推進に当たっての市の責務、市民の権利及び役割、文化芸術団体及び事業者の役割について、第7条から第14条は、本市の文化芸術の推進などに関する基本的な施策について、第15条から第16条は、本市の文化芸術の推進などに関する推進体制について、それぞれ規定しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和5年11月3日からとし、条例の施行に伴い、富良野市文化芸術振興条例検討委員会設置条例を廃止し、富良野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、文化芸術振興条例検討委員会委員を文化芸術推進委員会委員に改めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、富良野市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、移動端末設備（スマートフォン）に個人番号カードの利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書が搭載可能となったことから、個人番号カードの利用者証明用電子証明書を利用してコンビニエンスストアなどで印鑑登録証明書を交付する手続を定めた規定について、用語の改正とスマートフォンを利用する場合を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は公布の日からとし、令和5年5月11日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、富良野市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、富良野市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、条を追って、その概要について御説明申し上げます。

第23条の2は、個人の市民税の配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について、森林環境税の導入に伴う地方税法の改正による規定の整備でございます。

第27条の2は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項の簡素化に伴う規定の

追加と引用条項の整理でございます。

第30条及び第32条は、個人の市民税の徴収の方法及び納税通知書について、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法及び納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正をそれぞれ規定するものでございます。

第35条は、給与所得に係る個人の住民税について、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定するものでございます。

第38条及び第38条の6は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ及び年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて、森林環境税の導入に伴う地方税法の改正による規定の整備でございます。

第38条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定するものでございます。

第81条は、軽自動車税の種別割の税率について、ミニカーの区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外するものでございます。

附則第15条の2及び第16条の2は、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例について、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものでございます。

条例の施行日は、令和5年7月1日からとし、附則第1条各号に記載の部分については、それぞれ記載の施行日からとしようとするもの、第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（渋谷正文君） 以上で、本件5件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

○議長（渋谷正文君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日13日から16日及び19日は議案調査のため、17日、18日は休日のため、休会であります。

20日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時45分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 6 月 12 日

議 長 渋 谷 正 文

署名議員 松 下 寿 美 枝

署名議員 本 間 敏 行